

科学技術政策担当大臣等政務三役と  
総合科学技術・イノベーション会議有識者議員との会合[公開議題]  
議事概要

- 日 時 令和7年11月20日（木）9：55～10：17
- 場 所 中央合同庁舎第8号館6階623会議室
- 出席者 小野田科学技術政策担当大臣  
宮園議員、伊藤議員、佐藤議員、菅議員、鈴木議員、波多野議員  
(事務局)  
濱野事務局長、井上統括官、木村事務局長補、恒藤審議官、川上審議官、  
原審議官、橋本審議官、岩渕参事官、菅田参事官  
宇野総理補佐官  
大野経産大臣科技顧問、小安文科大臣科技顧問、松本外務大臣科技顧問、  
前川防衛大臣科技顧問  
藤吉サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官
- 議題 人工知能戦略専門調査会における検討状況について
- 議事概要
- 午前9時55分 開会
- 岩渕参事官 お時間となりましたので開会をいたします。  
それでは、宮園議員より進行をお願いいたします。
- 宮園議員 おはようございます。  
本日は、小野田科学技術政策担当大臣にお越し頂いております。議題に入る前に小野田大臣より一言御挨拶がございます。  
それでは、小野田大臣、よろしくお願いします。
- 小野田大臣 おはようございます。科学技術政策担当大臣の小野田紀美です。本日のCST Iの有識者懇談会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。  
科学技術・イノベーションは強い経済の基盤であり、国力の源泉であると考えております。  
科学技術政策担当大臣を務めたことのある高市総理は、所信表明演説において、科学技術への

戦略的支援を行い、「新技術立国」を目指すことを力強く宣言されました。高市内閣で科学技術政策を担当する大臣として、この分野にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

「第7期科学技術・イノベーション基本計画」をはじめとする科学技術関係の重要な政策については、この場で精力的な御議論をいただいていると承知しております。専門家の皆様の議論を十分に踏まえつつ、研究現場の声にもしっかりと耳を傾け、我が国の明るい未来につながる科学技術政策を推進してまいりたいと思います。

是非本日も忌憚のない御意見を交わしていただけたらありがたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○宮園議員 どうもありがとうございました。

それでは、小野田大臣は、公務の都合で御退席されます。

○小野田大臣 ありがとうございました。

○宮園議員 どうもありがとうございました。

それでは、議題に移ります。本日の議題は「人工知能戦略専門調査会における検討状況について」です。

年内策定を目指して検討を進めておりますA I 基本計画及びA I 法に基づく指針の骨子について、人工知能戦略専門調査会での議論などについて、菅田参事官から御報告をお願いいたします。

○菅田参事官 ただいま御紹介に預かりました菅田でございます。

本日は、A I 戦略専門調査会について、これまでの議論を簡単にまとめさせていただきます。御案内のとおり、9月1日にA I 法が完全施行されました。それに引き続きまして、同12日にA I 戦略本部を立ち上げ、その後、引き続き9月19日に専門調査会の第1回目の会合を行い、11月4日に第2回会合を行ったところでございます。そこまでの議論を踏まえまして、御紹介させていただきたいと思います。

それでは、1ページ目です。まず、A I 法の概要でございます。こちらは5月28日に国会で成立し、9月1日に全面施行ということでございます。

大きなポイントとしましては、A I 戦略本部として、総理大臣を本部長とした組織を構成したこと。全ての閣僚が入っているということでございます。

もう一つ大きな点が、基本計画と指針をつくるということでございます。基本計画はA I 基本計画と書いてございますように、政府が実施すべき施策の基本的な方針、我々はいわゆるA I 戦略と考えてございます。

「基本的施策」とございますが、もちろんA Iを推進するという意味におきましては、研究開発、それから必要な施設等の整備、こういったものを促進していくということであり、当然人材の育成確保等をやっていく必要があります。

先ほど申し上げた指針でございますが、適正性確保のため、国際規範に即した指針の整備、これが重要なと考えております。これも年内目途に策定される予定でございます。

もう一つのポイントが、情報収集、権利利益を侵害する事案の分析、それから更に事業者等への指導・助言でございます。A Iにつきましては、様々なリスクがこれまでも議論されてきました。前身のA I戦略会議のときからそれぞれのリスクに対してそれぞれの所管省庁が対応を行ってきていますが、こうしたリスク対応も法定する必要はないかということが国会で議論になり、そのような情報収集から調査、そして権利利益が侵害されるような場合は指導・助言、さらに公表までといった規定が盛り込まれています。

この施策につきましては、次の責務規定とセットというように考えてございます。事業者は国等の施策に協力しなければならないということで、指針や情報収集あるいは指導・助言に協力しなければならないという規定が置かれています。

続きまして、2ページ目を御覧ください。こちらは専門調査会の委員の一覧でございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げました前身のA I戦略会議の構成員の方々に引き続き入っていただいてございます。専門調査会は計16名でございますが、その前身の戦略会議8名プラス、その戦略会議の下にA I制度研究会をつくってございまして、その検討会の構成員の中から専門家を加える等の形で構成されてございます。座長としましては、松尾先生に引き続き入っていただいているということでございます。

続きまして、3ページ目でございます。具体的な中身の話をさせていただきたいと思いますが、まず、日本の置かれた立ち位置を御説明させていただきます。

御案内のとおり、米中がA Iではかなり秀でて来てございます。最近グローバルサウスを含めた世界各国がこのA Iの開発競争に名乗りを上げてきている状況です。この転機となりましたのは、やはりA Iといえば計算力や投資の規模、こうしたものを持つ米中にはかなわないと言われていましたが、オープンモデルの性能が向上したことなどにより、また、新しい様々なA I技術が開発され、今はA Iエージェントのようなサービスも出てきており、それで開発競争が激しくなってきたところ、我々としてはこれを反転攻勢のチャンスだと考えてございます。

ただ、A Iの利活用というのは日本ではまだまだ進んでいないということが直面する課題でと考えてございます。下に書いてございますように、日本は個人での利用が23年から24年

にかけて9%から27%に増加はしてございますが、米中が7割、8割といった利用率に対して非常に低い状況です。また、企業におきましても、日本は55%という段階で止まってございまして、米中が8割、9割以上あるところ、かなり利用状況が進んでいないということです。

民間投資額も、23年には12位であったのが24年には14位というようになっておりまして、世界各国のAI競争が加速する中で、相対的な順位が落ちてきています。

続きまして、4ページ目でございます。そうしたことでも踏まえて、我々のAIに対する見方ということでは、政府として世界で最もAIを開発・活用しやすい国に向けてという点で、関係省庁が一丸となって施策に取り組んでございます。

背景としては、AIの利活用によって長年の課題であった人口減少や投資不足、賃金停滞を解消できるだろうと考えてございます。

当然技術進歩に伴いましてリスクもございます。そういったリスクに適宜適切、アジャイルに対応していくことが重要と考えてございまして、もちろん人間中心のAIを堅持していきたいと考えてございます。

イノベーションの促進とリスク対応、これは両立しなければならない、これは従来から我々AI戦略会議のときからうたってきたことでございますが、AI法によってもそのような理念に基づいて構成されてございます。

具体的には、ここに書かれていますように、イノベーション促進、様々なメリットがあると思います。一方でリスクですが、誤判断やハルシネーション、こういった技術的なリスクから、最近では人との協働が実現しだしていくことによって、そういったことを含めた社会的なリスクへの拡大が懸念されている面もございます。

そういうことを踏まえまして、今基本計画を策定中でございますが、5ページ目以降、その概要を説明させていただきたいと思います。

全体構成としましては、まず世界で最もAIを開発・活用しやすい国を目指して、今こそ反転攻勢の時期であると考えています。

基本的な方針としてAIを使う、まず使う。それから創る、これはAIを開発するという意味ですが、それから信頼性を高める、それから協働するといった形でまとめてございます。

最後に、具体的には後ほど説明しますが、第4章でその基本計画につきましては当面毎年変更していくというもので、年内目途で閣議決定を目指したいというように考えてございます。

6ページ目でございますが、まずAIを使う、でございます。世界で最先端のAI技術を積極的にまず利活用しましょうということで、まずは使ってみるという意識を社会全体に醸成し

ていくことが重要であるというように考えてございます。

それで、まず政府が先頭を切ってAIを徹底的に利活用していこうという点で、既にデジタル庁が「源内」というAIツールを開発してございまして、それを各省庁に今展開しているところでございます。

それから、医療、介護、農林水産といったところ、様々な重要分野におきましてAIエージェントあるいはフィジカルAIというものを導入し、まずは使ってみようといった取組が重要と考えてございます。

7ページ目でございますが、こちらは「AIを創る」内容を書いてございます。我々は、日本の強みである信頼できるAIをうたって、これを開発していくべきだというように考えてございます。まずは利活用をすることによってビジネスが生まれ、そのビジネスに対して開発競争が進み、利用が進むといったことで「信頼できるAI」を日本として打ち立てていき、イノベーションの好循環を生み出すという発想でございます。

次に、具体的な取組ですが、米中が先行する中でも、国内で独自にAIエコシステムを開発できる能力を強化していく。そのために必要な施策を打っていく。テストベットの整備などを行っていくというものです。加えて、フィジカルAIの開発・実証、AI for Scienceを推進していきます。

フィジカルAIというのは、ロボットなどにAIを搭載したものです。ロボットに限らず、ドローンや自動車、こういったのも対象にはなるというように考えてございます。

そして、データにつきましても重要だと考えてございまして、日本語のデータの整備・拡充はもちろん、日本の文化・習慣を踏まえた信頼できるAIを開発、それを評価できる基盤を整えるといったことが重要と考えています。

続きまして、信頼性を高める、でございます。8ページ目に書いてございますように、AI法に基づきまして、16条の調査をしていくとともに、13条の指針を今策定中でございます。

加えまして、英、米に続く第3番目に我が国はAIセーフティ・インスティテュートを安全性評価の中心的な機関として設立しました。しかし、米英に比べて規模が非常に小さいという問題がございますので、彼らと互角に渡り合うための必要な抜本的な強化を図ってまいりたいという考え方でございます。

さらに、グローバルサウスとの協調、これも重要なと考えてございます。米中が対立している中で、第3極ということで、グローバルサウスとの国際連携が重要と考えてございます。

続きまして、9ページ目でございますが、「AIと協働する」、でございます。AI社会の

中でAIと我々人間がどのように協働していくかといった意味で、産業構造も変革され、それに対応しなければいけない、その雇用の在り方についてしっかりと考えなければいけない。そして、AIを使いこなすという意味でAI社会を生き抜く人間力を向上させることが課題と考えてございます。

具体的な取組にありますように、AIを基軸とした産業、AI産業というものが今後生まれてくるであろう、そういったAIトランスフォーメーションの促進と共に、それへの対応が重要になってきます。雇用については、エッセンシャルワーカーの方々にもAIを活用して、さらに飛躍したビジネスを開拓してもらう、すなわちアドバンスト・エッセンシャルワーカーとなってもらい、そのためのリスクリング支援等が重要と考えてございます。

続きまして、10ページ目、指針でございます。こちらはまだたき台が公表されている段階でございますが、このたき台におきましては、指針の考え方及び全体の構成が議論され、公表されていまして、今詳細を検討中でございます。

適切性確保に向けてどのような指針をつくっていこうかということでございますが人間中心、プライバシー保護、セキュリティ確保、公正競争から、リテラシー向上、イノベーションまで、書かれており、その方法としましては、リスクベースでのアプローチであったり、アジャイルに対応する必要があると考えてございます。

それから、研究開発機関及び活用事業者が特に配慮すべき事項としては、透明性の確保やアカウンタビリティ、安全性の確保、持続可能なイノベーションの実現が重要というように考えてございます。

国民全体としてAIのリテラシーの向上を目指すといったことが重要だと考えてございます。こうした点は議論が進んでいまして、前回第2回専門調査会で委員の方々から様々な多面的に意見を頂戴いたしました。それらの意見について御紹介させていただきたいと思います。

まず、「AIを使う」でございます。AI利活用の加速的推進につきましては、例えですが、国民や政府職員のAIの利用率の向上のため、目標設定が重要ではないか、また、そういったことを推進する組織の上層部の理解が重要といった御意見がありました。

さらに、利用率やガイドラインの整備率など具体的指標を設定すべきという意見もございましたが、これが意外に多かったのが、単純な数値目標が目的化しては危険ではないか。あるいはその数値が独り歩きしないかという意見の方がむしろ多かったという状況です。その結果、利用率や回数、時間などKPI的な設定でもいいのではないか、こうした議論が行われました。

それから、2点目の「AIを創る」でございますが、まずは、AI for Science

e が注目されていまして、科学の発見について今競争が世界中で行われております。この A I for Science で勝者が総取りする構図になるおそれがあるので、ここはしっかりと日本としてやるべきだという御意見を頂きました。それから、日本はフィジカル領域に強みがあるので、そこを重点的にやるべき。あるいは、ソブリン A I 的な構築が不可欠であって、信頼できるデータの整備、こういったのも重要ですとの意見です。それから、産業応用のところで、競争力を確保すべき、こういった意見を頂戴いたしました。また、日本文化を反映した個人向けの A I 開発にも投資すべき、こういった意見もございました。

それから、3 番目の議題、「信頼性を高める」でございます。広島 A I プロセスを日本はリードしてきましたが、こうした活動を通して、信頼できる A I モデルを世界に向けて発信すべきである。それから、A I セーフティ・インスティテュート、A I S I の機能強化が不可欠であって、その国際連携を進めていくべき、少なくとも海外と同水準の体制を維持すべきであるというご意見でした。

それから、国際秩序について、グローバルで展開する企業としては、相互運用性の確保がやはり重要であり、指針は広島 A I プロセスに即したシンプルなものとすべきなど、意見もいただきました。

最後に、「人と協働する」でございますが、市場規模だけではなくて、他産業への波及効果など構造分析をまずはしっかりとすべきである。それから、A I 技術者に加え、半導体、冷却、電力、その他周辺技術の人材も重要になってきます。人間力向上に向けては、文科省が中心的な役割を担うべきではないか、こういった意見も頂きました。

現在、さらに本文につきましてご議論いただく予定でございますので、今後再度専門調査会等を開催して、年内に本部での決定、さらに閣議決定を目指していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○宮園議員 どうもありがとうございました。

公開議題は以上となります。

どうもありがとうございました。

午前 10 時 17 分 閉会